

令和2年度 公益社団法人みやぎ被害者支援センター事業計画書（案）

事業名	項目	事業内容	実施時期・時間等
相談事業	電話相談	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話による犯罪被害者や遺族等からの精神的悩み等の相談を受け、悩みの軽減や解決など心のケア等の支援を行う。 電話022-301-7830 ○ ナビダイヤル 0570-783-554 を活用した電話相談への対応 (犯罪被害者等電話サポートセンター) 	毎週火、水、木、金曜日 (10:00~16:00) ※ナビダイヤルは 年未年始(12/29~1/3)を除く毎日の 午前7時30分から 午後10時までの間、 左記のサポートセンターが対応
	来所相談	予約なしの来所相談や犯罪被害者や遺族等関係者からの支援相談に対する専任相談員による迅速かつ適正な対応を行う。	毎週火、水、木、金曜日 (10:00~16:00) ただし、月曜日は、緊急の場合は対応する。 ※土・日曜・年未年始・祝日を除く
	面接相談 (カウンセリング)	面接相談を希望する被害者等に対し、精神科医や公認心理師等による心理相談等を行い、悩みの解決や心のケア等の支援を行う	通年随時 ※予約制 (10:00~16:00) ※土・日曜・年未年始・祝日を除く
	法律相談	ケースに応じて、弁護士等による法律相談を行い、被害者等の問題解決について支援を行う。	通年随時 ※予約制 ※土・日曜・年未年始・祝日を除く
	性犯罪被害相談 「性暴力被害相談支援センター宮城」 (県委託事業)	性暴力に特化した専用電話により、性犯罪に精通した相談員が対応する。 電話 0120-556-460 ※土曜日は男性相談員の相談実施	毎週月曜日~金曜日 (10:00~20:00) 土曜日(10:00~16:00) ※日曜・年未年始・祝日を除く
直接支援事業	危機介入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害発生直後、被害者等の要望に応じて、被害者等の自宅訪問や病院等への付添い、カウンセリング、家事の支援、被害者家族の世話等の支援を行う。 ○ 性犯罪被害者に対する早期支援体制(プロジェクトチーム)の確立と連携・協力による早期支援(危機介入)の実施 	随 時 上記「性犯罪被害相談」との連携事業
	付 添 い (同行支援)	被害者等の要望に応じて ・病院、警察署、検察庁、裁判所、市町村等関係機関への付添い ・報道関係者対応時の付添いを行う。	随 時
	自助グループの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者等で構成される自助グループへの支援を行う。 ○ 企業・警察機関等で開催される「被害者等の声を聴く」講演会の講師派遣に伴う同行支援を行う。 	・例会年8回(毎月第3水曜日)
	裁定申請手続きの補助事務	犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きの概要説明や裁定の申請に必要な書類の教示、申請書類の記載事項の説明等裁定申請の補助を行う。	
	その他の役務及	被害者等の家事や身の回りの世話等役務の提供による支援や急を	随 時

	び物品等の貸与等	要する場合の物品等の貸与等により被害者等の抱える問題や精神的負担の軽減・回復に寄与する。	
広報事業	広報啓発活動	<p>賛助会員をはじめ広く県民に対して事業内容や被害者支援に関する情報を提供するため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌、パンフレット等の作成配布 ・ 他機関等が発行する広報媒体への広告等の掲載 ・ 広報パネルの作成と掲出 ・ ホームページの活用 ・ 報道関係への便宜供与 ・ 被害者支援の必要性について啓発するための講演会等の開催 ・ 各種イベント会場及び街頭における募金活動の実施等を行う。 	<p>○ 全国被害者支援ネットワークが取組むSNSを活用した広報と連動した広報活動</p> <p>○ 広報用カレンダーの作製とこれを活用した広報啓発活動</p>
	公開講演会等の開催	<p>犯罪被害者の現状等について、広く県民に知らしめ、被害者支援の重要性、必要性について理解を求める。</p>	<p>・ 11月6日(金) 「犯罪被害者週間・県民のつどい」公開講演会(18回目、仙台市内)</p>
養成・研修・調査	研修会の開催	<p>相談員、直接支援員等の知識、技能等の向上を図るため、公認心理師、弁護士、医師等の協力会員を講師とし、事例検討等の研修会を開催する。</p>	随 時
	研修会等への参加	<p>○ 犯罪被害相談員、直接支援員等の知識、技能等の向上を図るため、全国レベル・ブロックの各種研修会等への参加</p>	<p>・ 秋期全国研修会 10月(東京)</p> <p>・ ブロック研修 7月開催(青森市) 11月開催(盛岡市)</p>
	調査・養成等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等の心理や支援のあり方に関する調査、研究活動 ・ 新規相談員等の養成講座の開催 ・ センター理解度等の意識調査(アンケート調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて適宜実施 ・ 年度当初に実施 ・ 公開講演会会場等
	犯罪被害相談員の養成 日本財団預保納付金助成事業 (継続事業)	<p>H30年度から継続採用の犯罪被害相談員(1名)に対する計画的な養成講座、実習等の実施</p>	H30年度からR2年度の間実施
関係機関・団体との連携による支援活動	宮城県犯罪被害者支援連絡協議会等との連携	<p>○ 宮城県犯罪被害者支援連絡協議会及び宮城県警察等との連携による被害者支援を行う。</p> <p>○ 司法関係機関との連絡会議</p>	随 時
その他の事業	財政基盤安定構築のためのファンディング事業	<p>財政基盤の安定を目指し、相談員兼務のファンレイザーにより会員、寄付型自動販売機、一般寄付金等の財源の拡大確保を目指す</p>	<p>単独事業として継続(H28年度からH29年度までの2年間、日本財団の預保納付金助成事業として実施)</p>
	総 会	<p>○ 前年の事業及び決算報告と当年の事業計画(案)及び予算(案)報告</p> <p>○ その他について審議</p>	<p>5月20日(水) 於：パレス宮城野</p>
	理 事 会	<p>○ 総会の決議した事項の執行に関する事項</p> <p>○ 総会に付すべき事項</p> <p>○ その他総会決議を要しない事項</p>	<p>・ 年度4回 (4月、5月、9月、3月)</p>